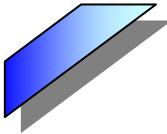


地震防災対策用資産の取得促進税制



の改正について

～緊急地震速報受信装置等の普及促進～



(注意) 本冊子の記載内容について、予告無く変更・更新する場合がありますので、ご了承下さい。

目 次

項 目	頁
<u>1. 適用を受けることができる者</u>	1
<u>2. 対象資産</u>	1
<u>3. 本税制特例の内容</u>	2
<u>4. 適用期間と旧特例措置との関係</u>	3
<u>5. 適用を受ける際の留意点</u>	3
<u>6. 対象事業者が管理・運営する施設等（要件1）について</u>	4
<u>7-1. 対象地域（要件2）について</u>	7
<u>7-2. 対象地域（要件2）に含まれる市町村一覧</u>	9
<u>8. 対象資産（要件3）の具体例</u>	13
<u>9. 本税制特例の関係条文</u>	16
<u>10. 参考となるホームページ</u>	17

問い合わせ先（裏表紙）



この冊子のほか、参考資料や参照条文が内閣府防災担当のホームページで入手できます。
http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_sonota/zeiseiyuuguuuseido.html

新たな地震防災対策用資産の取得促進税制の概要

この特例措置は、大規模地震対策が必要とされる一定の地域内で、不特定多数の者が出入りする施設、危険物を取り扱う施設、一般旅客運送事業、その他地震防災上の措置が必要な施設・事業を管理・運営する個人又は法人が、地震防災対策のため一定の資産を取得した場合について、税制上の優遇措置が受けられるものです。

平成21年度税制改正において、対象資産を緊急地震速報受信装置と関連設備に改め、特別償却率を引き上げるなど、制度の見直しを行いました。

また、平成22年度税制改正において、固定資産税の課税標準の特例について適用期限が延長され、平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（その後廃止）に取得した対象資産に適用されることとなりました。

1. 適用を受けることができる者

青色申告を行う法人又は個人事業者で、以下の要件1及び2に該当する者

(要件1) 以下のいずれかに該当する施設又は事業を管理・運営していること
(⇒詳細はp4参照)

- ① 物品販売業を営む店舗(収容人員30人以上)、飲食店(同30人以上)、病院、劇場、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設
- ② 石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- ③ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- ④ その他、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

(要件2) 当該施設の所在地又は当該事業の営業区域が、以下のいずれかのエリア内であること (⇒詳細はp7参照)

- ① 東海地震に係る地震防災対策強化地域
- ② 東南海・南海地震防災対策推進地域
- ③ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

2. 対象資産 (⇒詳細はp12参照)

(要件3) 上記1.に該当する法人又は個人事業者が、以下の設備(①は必須)を取得して、(要件1)に該当する施設又は事業の用に供すること

- ① 緊急地震速報受信装置 (専用の報知装置を含む。)
- ② 緊急遮断装置 (①と同時に設置される場合)
- ③ 感震装置 (①②と同時に設置される場合)

3. 本税制特例の内容

上記対象設備について、**以下の2つの特例措置**の適用を受けることができます。
特別償却については所轄税務署、課税標準の特例については各市町村の税務課と申請窓口が異なりますが、**両方の特例措置の適用を同時に受けることができます。**

① 特別償却（所得税又は法人税）

対象設備を、**平成23年3月31日まで**にはじめて事業の用に供した場合に、事業の用に供した最初の事業年度において、**取得価額の20%相当額**を普通償却限度額に上乗せして減価償却することができます（特別償却率20%）。

※ 法人事業者の場合は法人税、個人事業者の場合は所得税について、この特例を適用できます。

② 課税標準の特例（固定資産税）

対象設備を**平成21年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に取得した場合**に、対象設備に対して課税されることとなった年度から**3年度分**の固定資産税について、**課税標準額を3分の2に減額**することができます。

計算例（特別償却の場合）

特例の適用要件を満たす法人事業者（平成22年度の所得額：2億5,000万円）が、緊急地震速報受信装置を200万円で取得し、平成22年4月1日に事業の用に供した場合（耐用年数5年、償却方法は定額法とする。）

22年度の普通償却額は、5年で均等割して、 $200 \times 1/5 = 40$ （万円）
同年度の特別償却額は、特別償却率20%のため、 $200 \times 0.2 = 40$ （万円）

仮に、特別償却を適用しない場合、22年度の課税所得額は、

$$25,000 - 40 = 24,960 \text{ (万円)}$$

よって、法人税額は、 $24,960 \times 0.3 = 7,488$ （万円）

他方、特別償却を適用した場合、22年度の課税所得額は、

$$25,000 - (40 + 40) = 24,920 \text{ (万円)}$$

よって、法人税額は、 $24,920 \times 0.3 = 7,476$ （万円）

よって、特別償却による減税効果（初年度）は、差し引き 12（万円）

4. 適用期間と旧特例措置との関係

◆ 特別償却(所得税・法人税)

平成21年4月1日から23年3月31日に取得した対象資産に適用

◆ 課税標準の特例(固定資産税)

平成21年4月1日から26年3月31日に取得した対象資産に適用

※ 平成21年3月31日以前に取得した場合については、改正前の税制特例措置が適用されますが、対象資産など特例の適用要件・特例の内容が異なります。

(改正前の税制特例措置の詳細については、別の冊子をご参照下さい。)

	平成21年4月1日以降の取得	平成21年3月31日以前の取得
対象事業者	上記1. の(要件1)のとおり	同左(変更なし)
対象地域	上記1. の(要件2)のとおり	地震防災対策強化地域の一部が適用除外(その他は同じ)
対象資産	上記1. の(要件3)のとおり	移動式消火設備、動力消防ポンプ、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、携帯発電機及びこれと併用する照明器具、防災用井戸
特別償却(所得税・法人税)	特別償却率 20%	特別償却率 8%
課税標準の特例(固定資産税)	最初の3年度分の課税標準を2／3に軽減	最初の5年度分の課税標準を3／4に軽減

5. 適用を受ける際の留意点

- ・対象資産を自社で製作して設置した場合も、本特例措置の対象となります。
- ・過去に事業の用に供したことがある設備は、対象外です。
- ・所得税・法人税・固定資産税が課税されない方や納税額が発生しない方(税務署や市町村に要確認)には、本特例措置は関係ありません。
- ・緊急遮断装置については、緊急地震速報受信装置と同時に設置する場合は対象となります。感震装置(P波センサー)は、緊急地震速報受信装置及び緊急遮断装置と同時に設置する場合は対象となります。
- ・緊急地震速報受信装置と同時に設置する専用の報知装置(猶予時間や予想震度に関する情報を知らせるもの)も対象となります。

6. 対象事業者が管理・運営する施設等(要件1)について

【大規模地震対策特別措置法施行令第4条第1号、第2号】

① 物品販売業を営む店舗(収容人員30人以上)、飲食店(同30人以上)、病院、劇場、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設

(1) 下記のいずれかに該当する施設で、不特定かつ多数の者が出入りするもの

- 1 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (収容人員30人以上)
- 2 公会堂又は集会場 (収容人員30人以上)
- 3 キャバレー、カเฟー、ナイトクラブその他これらに類するもの (収容人員30人以上)
- 4 遊技場又はダンスホール (収容人員30人以上)
- 5 風俗店舗 (収容人員30人以上)
- 6 カラオケボックス等 (収容人員30人以上)
- 7 待合、料理店その他これらに類するもの (収容人員30人以上)
- 8 飲食店 (収容人員30人以上)
- 9 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 (収容人員30人以上)
- 10 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの (収容人員30人以上)
- 11 病院、診療所又は助産所 (収容人員30人以上)
- 12 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの (収容人員50人以上)
- 13 蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの (収容人員30人以上)
- 14 公衆浴場 (収容人員50人以上)
- 15 車両の停車場又は船舶・航空機の発着場(旅客の乗降・待合の用に供する建築物に限る) (収容人員50人以上)
- 16 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (収容人員50人以上)
- 17 自動車車庫又は駐車場 (収容人員50人以上)
- 18 上記に該当しない事業場 (収容人員50人以上)
- 19 地下街 (収容人員10人以上(社会福祉施設に供されている部分を含む場合)または30人以上(当該部分を含まない場合))、準地下街
- 20 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等 (収容人員50人以上)

(2) 上記1~18のいずれかの用に供されている部分を含む複合用途防火対象物(※1)で、不特定かつ多数の者が出入りするもの

※1 「複合用途防火対象物」とは消防法上の概念ですが、おおよその意味は、複数の用途に使われている建物(例えば1階が飲食店で2階がオフィスになっているなど)のことです。

※2 「収容人員」も消防法上の概念であり、消防法施行規則第1条の3の計算方法に基づき算出します。施設ごとに計算式が異なり、従業者数や客席の椅子の数、床面積等を用いて算出します。

【大規模地震対策特別措置法施行令第4条第3号～第8号】

② 石油類、火薬類、高圧ガス等の**危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱い**を行う施設
(下記1～6のいずれか)

- 1 危険物の規制に関する政令第37条の製造所、貯蔵所又は取扱所
- 2 火薬類取締法第3条の許可に係る製造所
- 3 高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所(※3)
※3 不活性ガスのみの製造に係る事業所を除く。
- 4 毒劇物の製造所、貯蔵所又は取扱所(※4)
※4 貯蔵、製造、取り扱う毒物が20トン以上、劇物が200トン以上の施設に限る。
- 5 核関連施設(※5)
※5 製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、一部の使用施設等。
- 6 石油コンビナート等災害防止法第2条第6号の特定事業所

【大規模地震対策特別措置法施行令第4条第9号～第12号】

③ 鉄道事業その他**一般旅客運送に関する事業** (下記1～4のいずれか)

- 1 鉄道事業又は旅客運送を行う索道事業
- 2 軌道法第3条の特許に係る運輸事業
- 3 一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業
- 4 一般乗合旅客自動車運送事業(※6)
※6 路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。

【大規模地震対策特別措置法施行令第4条第13号～第23号】

④ その他地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業
(下記1～12のいずれか)

- 1 学校(※7)、専修学校、各種学校その他これらに類する施設
※7 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校
- 2 児童福祉施設(※8)、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、授産施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、障害福祉サービス事業(※9)の用に供する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム
※8 児童遊園を除く。なお、児童福祉施設には、保育所(保育園)等が含まれる。
※9 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。

3

鉱山

4 港湾法第2条第5項第8号の貯木場

5 人に危害を加えるおそれのある動物がいる動物園(※10)

※10 敷地面積が1万m²以上のものに限る。

6 地方道路公社が管理する道路又は一般自動車道

7 放送事業又は委託放送事業

8 ガス事業

9 水道事業、水道用水供給事業又は専用水道

10 電気事業

11 石油パイプライン事業

12 上記に掲げる施設又は事業に係る工場、作業場又は事業場以外の工場、作業場又は事業場で、勤務する者の数が1,000人以上のもの



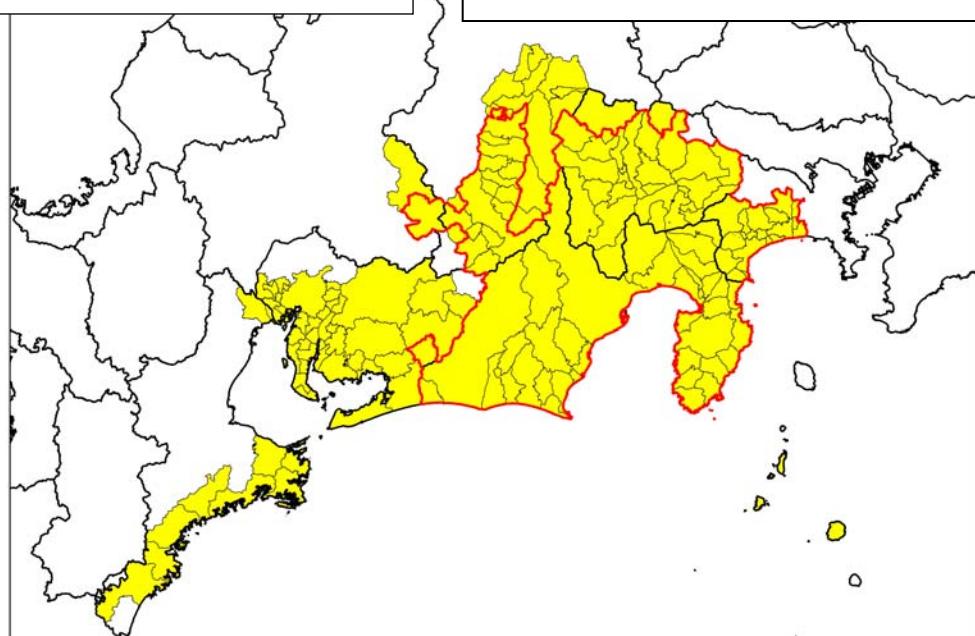
7-1. 対象地域(要件2)について(色塗り部分)

対象地域図①

東海地震に係る地震防災対策強化地域
(平成22年4月1日現在)

地震防災対策強化地域図

- [Yellow] : 平成22年4月1日指定の範囲
[Red] : 昭和54年8月7日指定時の範囲

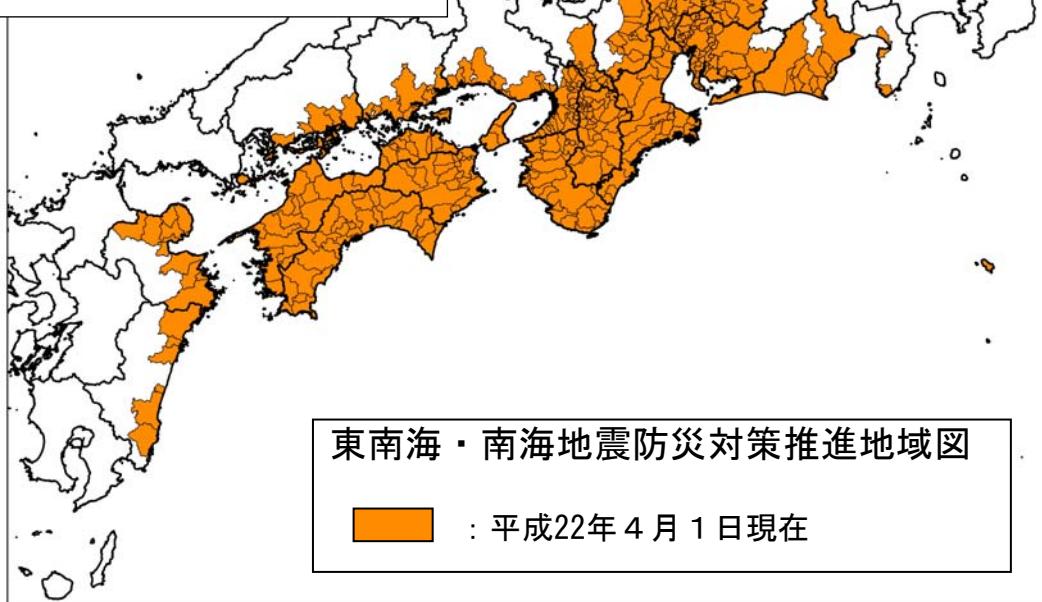


対象地域図②

東南海・南海地震防災対策推進地域
(平成22年4月1日現在)

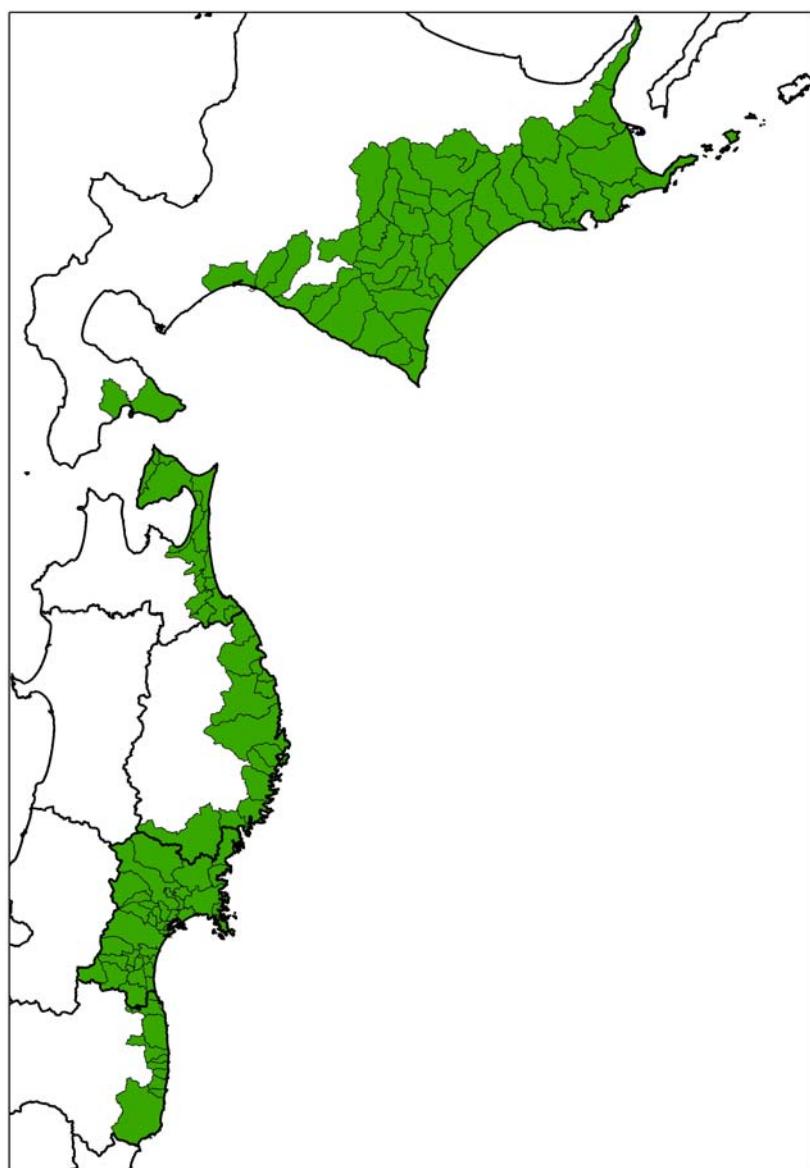
東南海・南海地震防災対策推進地域図

- [Orange] : 平成22年4月1日現在



対象地域図③

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
防災対策推進地域
(平成22年4月1日現在)



7-2. 対象地域(要件2)に含まれる市町村一覧

(平成22年4月1日現在)

北海道・東北

北海道

函館市、釧路市、帯広市、苦小牧市、根室市、北斗市、勇払郡厚真町、同郡むかわ町、沙流郡日高町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、河東郡音更町、同郡士幌町、同郡上士幌町、同郡鹿追町、上川郡新得町、同郡清水町、河西郡芽室町、同郡中札内村、同郡更別村、広尾郡大樹町、同郡広尾町、中川郡幕別町、同郡池田町、同郡豊頃町、同郡本別町、足寄郡足寄町、同郡陸別町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、同郡浜中町、川上郡標茶町、同郡弟子屈町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡中標津町、同郡標津町、目梨郡羅臼町

青森県

八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡大間町、同郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村、三戸郡五戸町、同郡南部町、同郡階上町

岩手県

宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、東磐井郡藤沢町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畠村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町

宮城県

全市町村

福島県

いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、相馬郡新地町

関東・中部

東京都

新島村、神津島村、三宅村、八丈町、小笠原村

神奈川県

平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

山梨県

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、増穂町、鰍沢町、早川町、身延町、南部町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

長野県

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

岐阜県

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町

静岡県

全市町村

愛知県

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稻沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、長久手町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、設楽町、東栄町

近畿

三重県

全市町村

滋賀県

彦根市、長浜市、近江八幡市、甲賀市、野洲市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

京都府

京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

大阪府

大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

兵庫県

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、南あわじ市、淡路市、たつの市、播磨町

奈良県

全市町村

和歌山県

全市町村

中国・四国・九州

岡山県

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、早島町

広島県

呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市

山口県

周防大島町

徳島県

全市町村

香川県

全市町村

愛媛県

全市町村

高知県

全市町村

大分県

大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町

宮崎県

宮崎市、延岡市、日南市、日向市、新富町、門川町

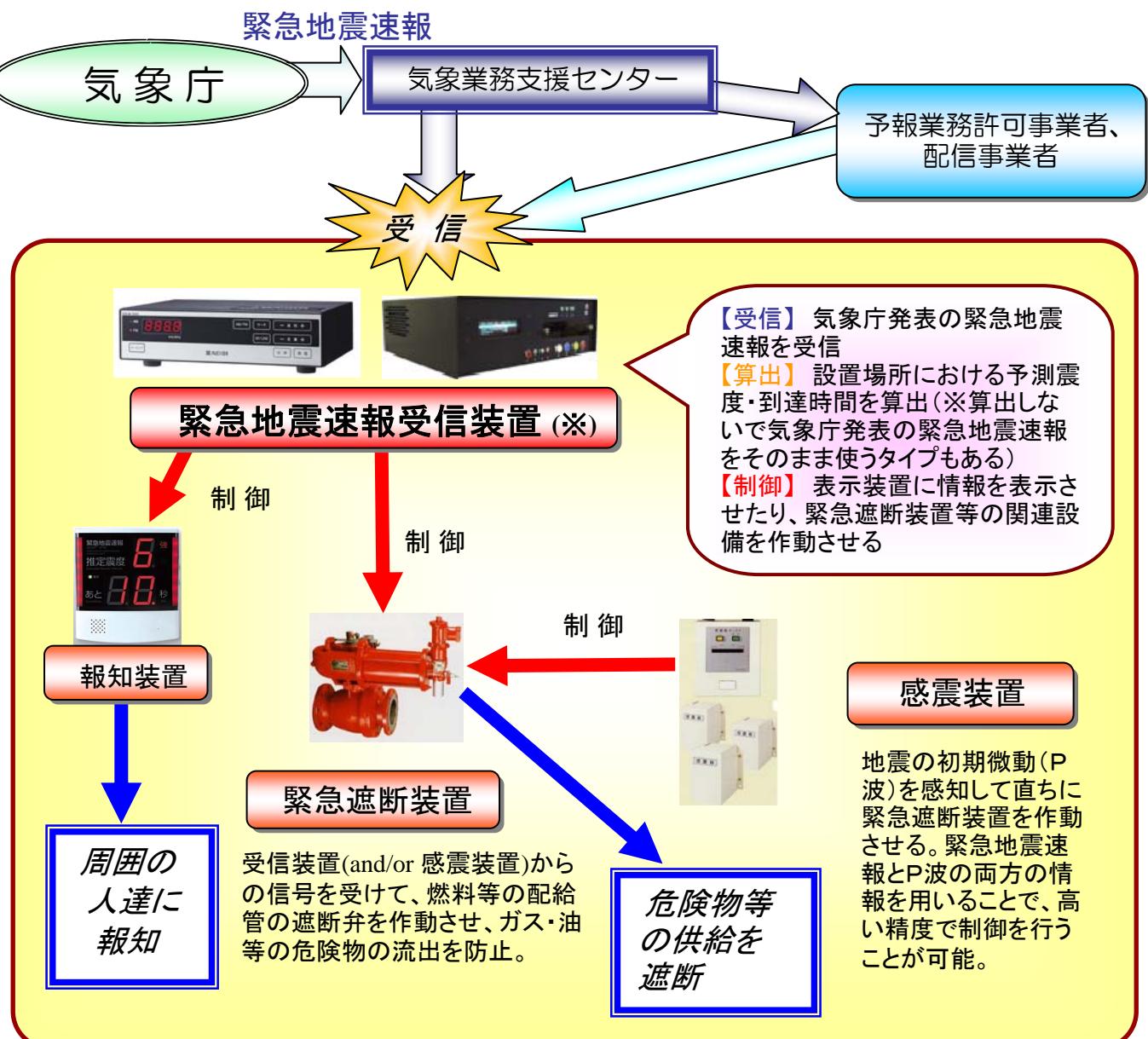


8. 対象資産(要件3)の具体例

緊急地震速報受信装置(専用の報知装置を含む)

本税制特例の対象となる「緊急地震速報受信装置」とは、気象庁発表の緊急地震速報(予報・警報)や予報業務許可事業者が提供する緊急地震速報(予報)等を受信し、それらを基に緊急遮断装置等の関連設備を自動的に制御する機能をもった装置のことをいいます(※)。

なお、対象製品の詳細については、緊急地震速報利用者協議会や各メーカーのHP等でご確認下さい。



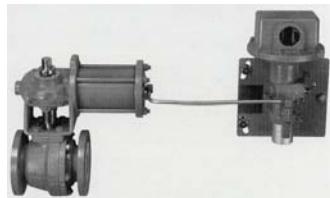
※ 「緊急地震速報受信装置」とは、(1) 気象庁が提供する予報・警報を受信して関連機器を自動制御する機能、(2) 予報業務許可事業者が提供する予報を受信して関連機器を自動制御する機能、(3) 気象庁が提供する予報資料を用いて予想震度等を計算し関連機器を自動制御する機能、のいずれかの機能を有するものをいいます。

緊急遮断装置、感震装置

本特例措置の対象となる「感震装置」とは、初期微動を検知した時に、電気信号の発信や炭酸ガスの噴射等により、外部に接続されている緊急遮断装置等を作動させる装置(P波センサー)です。

また、「緊急遮断装置」とは、地震発生時等の緊急時に遮断弁を作動させ、ガスや油等の危険物質の外部への流出を防止する装置です。

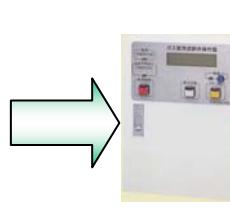
いずれも、緊急地震速報受信装置と同時に設置する場合に、本特例措置が適用されます（例えば、緊急地震速報受信装置を取得せずに緊急遮断装置のみを取得する場合は、本特例措置の対象外となりますのでご注意下さい）。



感震装置と緊急遮断装置が接続されている例



感震器システム



操作盤
(対象外)



緊急遮断装置

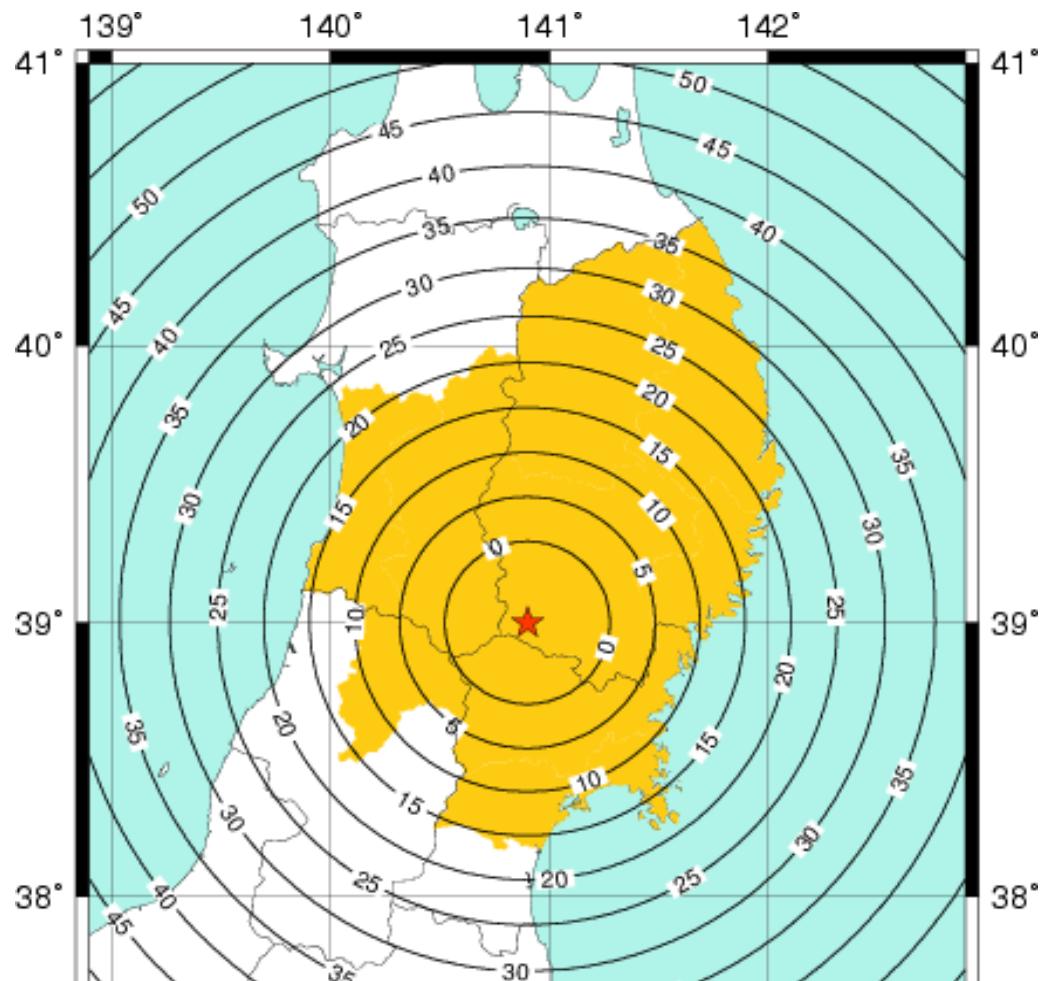
☆ p13~14に掲載している製品の写真等は例示であり、適用対象がこれらの製品に限定されるわけではありません。

【参考】緊急地震速報の活用事例

平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震

【活用事例】

- ・保育園で子供たちの安全を確保するとともに、従業員による避難通路を確保（仙台市）
- ・緊急地震速報を聞いた家庭において、テーブルの下に隠れ、身の安全を確保（秋田市）
- ・半導体工場において、製造機械を停止（宮城県）



【凡例】

★	震源
■	緊急地震速報(警報)を発表した地域
数字	緊急地震速報(警報)の提供から主要動(S波)到達までの秒数(猶予時間)

9. 本税制特例の関係条文

★ **租税特別措置法**

- ・ 第11条の2
地震防災対策用資産の特別償却(個人事業者)
- ・ 第44条
地震防災対策用資産の特別償却(法人)
- ・ 第68条の19
地震防災対策用資産の特別償却(連結法人)

★ **租税特別措置法施行令**

- ・ 第5条の11
地震防災対策用資産の特別償却(個人事業者)
- ・ 第28条の4
地震防災対策用資産の特別償却(法人)
- ・ 第39条の48
地震防災対策用資産の特別償却(連結法人)

★ **租税特別措置法施行規則**

- ・ 第5条の13
地震防災対策用資産の特別償却(個人事業者)
- ・ 第20条の8
地震防災対策用資産の特別償却(法人)

★ **平成21年3月31日内閣府告示第12号**

租税特別措置法施行令第5条の11第3項及び第28条の4第3項の規定に基づき内閣総理大臣が指定する減価償却資産

★ **地方税法**

- ・ 附則第15条第12項
地震防災対策用資産を取得した場合の固定資産税の課税標準の特例

★ **地方税法施行令**

- ・ 附則第11条第18項
地震防災対策用資産を取得した場合の固定資産税の課税標準の特例

★ **地方税法施行規則**

- ・ 附則第6条第31項
地震防災対策用資産を取得した場合の固定資産税の課税標準の特例

★ **平成21年3月31日内閣府告示第13号**

地方税法施行規則附則第6条第31項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産

10. 参考となるホームページ

★ 各税の仕組みや申請手続き、個別案件について適用を受けられるかどうかの相談など、税制実務に関するお問い合わせにつきましては、所轄の税務署(特別償却関係)か地元市町村の税務課(固定資産税関係)にお問い合わせ下さい。

内閣府

- ・ 内閣府 防災担当 (本特例措置について)
http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_sonota/zeiseiyuuguuseido.html
- ・ 同 上 (東海地震対策等について)
<http://www.bousai.go.jp/5jishin/index.html>
- ・ 内閣府 (内閣府関係の税制改正について)
<http://www.cao.go.jp/yosan/yosan.html>

気象庁

- ・ 気象庁 (緊急地震速報全般について)
<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/index.html>

税務当局

- ・ 総務省 (税制改正(地方税))
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html
- ・ 財務省 (国税に関する最近の税制改正について)
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/syuzei.htm>
- ・ 国税庁 (国税全般について(法令解釈通達・様式等))
<http://www.nta.go.jp/>

緊急地震速報の関係団体

- ・ 緊急地震速報利用者協議会 (専用受信装置を扱う事業者について)
http://www.eewrk.org/eewrk_members-hp/eewrk-hp_katsudo-top.html
- ・ NPO法人 リアルタイム地震情報利用協議会(REIC)
<http://www.real-time.jp/>
- ・ (財) 気象業務支援センター
<http://www.jmbsc.or.jp/>

その他便利なホームページ

- ・ 法令データ提供システム (最新の条文の入手)
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>



Cabinet Office
Director-General for
Disaster Management



問い合わせ先

内閣府 政策統括官(防災担当)
参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)付 税制担当

〒100-8969 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
電話 代表 03-5253-2111 内線 51403

◇ 内閣府防災担当ホームページ(税制特例関係)

http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_sonota/zeiseiyuuguuseido.